

「未来を拓くさいたま教育」推進プロジェクト <資料編>

現状と課題

◆本市では、人口増加地域と減少地域の二極化が進んでおり、それに伴う学校規模の不均衡が拡大している現状があります。

教育の質の向上には、学校規模の不均衡解消が必要であると捉えています。

◆本市においても、教育施設の老朽化が大きな課題となっており、機能が重複した施設が隣接していたり、1年のうち限られた期間しか使用しない施設があったりと、施設の機能性や合理性についても改善の余地があります。

基本方針

◆学校規模による教育指導上および学校運営上の課題を整理し、教育環境を整備するための方針を示し、地域の核となる魅力ある学校づくりと、市民満足度の向上に資する持続可能で質の高い教育環境の整備を実現します。

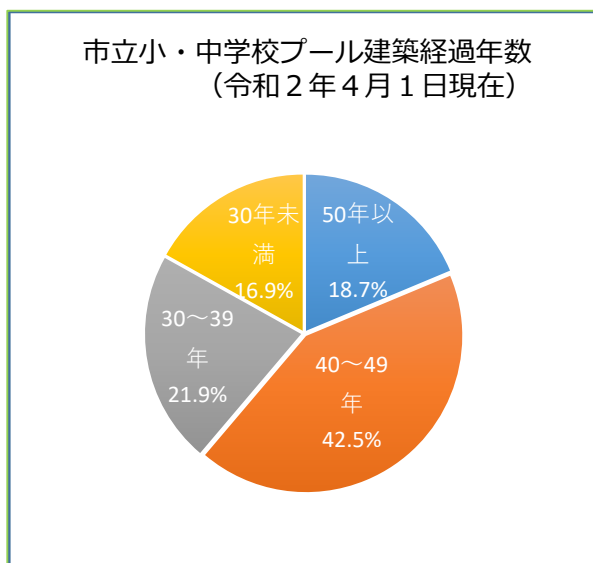
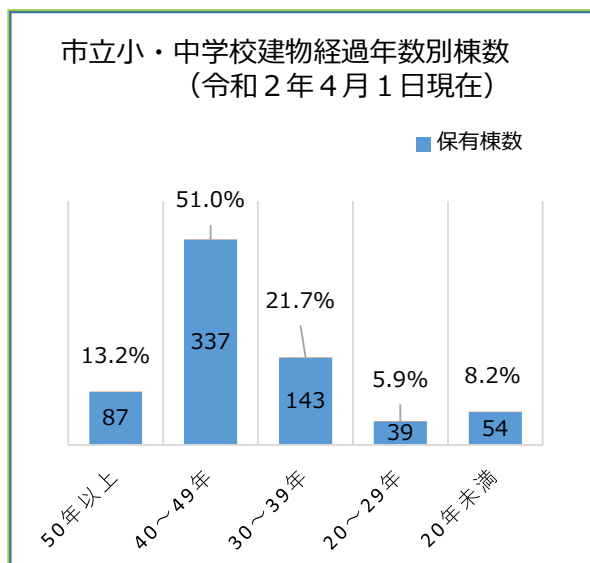
学校施設の現状と課題

現状

◆さいたま市の学校施設は市有建築物の約52%（令和元年度末現在）を占めており、多くは昭和40年から50年代の人口急増期に建築された建物で老朽化が進んでおります。

◆現在のさいたま市立小・中学校の保有棟数のうち、建築後40年以上の棟は424棟となり、全体の約64%を占めています。

◆建築後40年以上経過したプールは全体の約61%を占めています。



課題

◆財政状況が厳しさを増す中、校舎や体育館などの老朽化した学校施設の改修・建替えを適切なタイミングで実施し、良好な学習環境を維持することが重要な課題となっています。

さいたま市公共施設マネジメント計画

概要

◆さいたま市では、公共施設の効果的・効率的な管理運営を推進し、安全・安心で持続的な施設サービスの充実に向けて「さいたま市公共施設マネジメント計画」を策定し、全庁的に公共施設の老朽化対策に取り組んでいます。学校施設についても、施設の改修・建替えを行う際には、「さいたま市公共施設マネジメント計画」の方針に基づいた施設整備を推進します。

全体目標

■ハコモノ三原則

- ①新規整備は原則総量規制の範囲内で行う。
- ②施設整備、改修・更新（建替）には公民連携手法を積極的に導入する。
- ③施設の更新（建替）は複合化を検討するなど、施設総量（総床面積）を縮減する。（60年間で15%程度）

学校施設リフレッシュ基本計画

計画の位置付け

◆「学校施設リフレッシュ基本計画」は「さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプラン」と連携した、施設分野別の計画として位置付けます。

概要

◆老朽化した学校施設をできるだけ長持ちさせるため、既存の校舎等を標準で60年使用し、躯体の健全性調査の結果が良好な場合には、80年以上使用することを目標として、20年、40年、60年を基本に計画的に改修を実施してまいります。これにより、計画的に学校施設を維持し、改修・建替えの時期を検討・実施することで、財政負担の平準化を図り、安全・安心で持続的な教育環境の確保を目指します。

改修方針

◆改修・建替えを進める際には、経年により通常発生する損傷、機能低下に対する復旧を行うだけでなく、教育面、防災面、環境面などの時代のニーズに対応した施設整備を行います。これまでは、校舎等の耐震化を最優先課題として位置づけて取り組んできましたが、今後は、老朽化対策を重点的に取り組み、安全・安心な学習環境を維持します。

学校プールの削減方策

◆隣接する複数の学校におけるプールの共用化や市有施設（プール）の活用、民間のスイミングスクール等を活用することで、市全体の学校プールを削減します。

学校プール数削減
における3つの柱

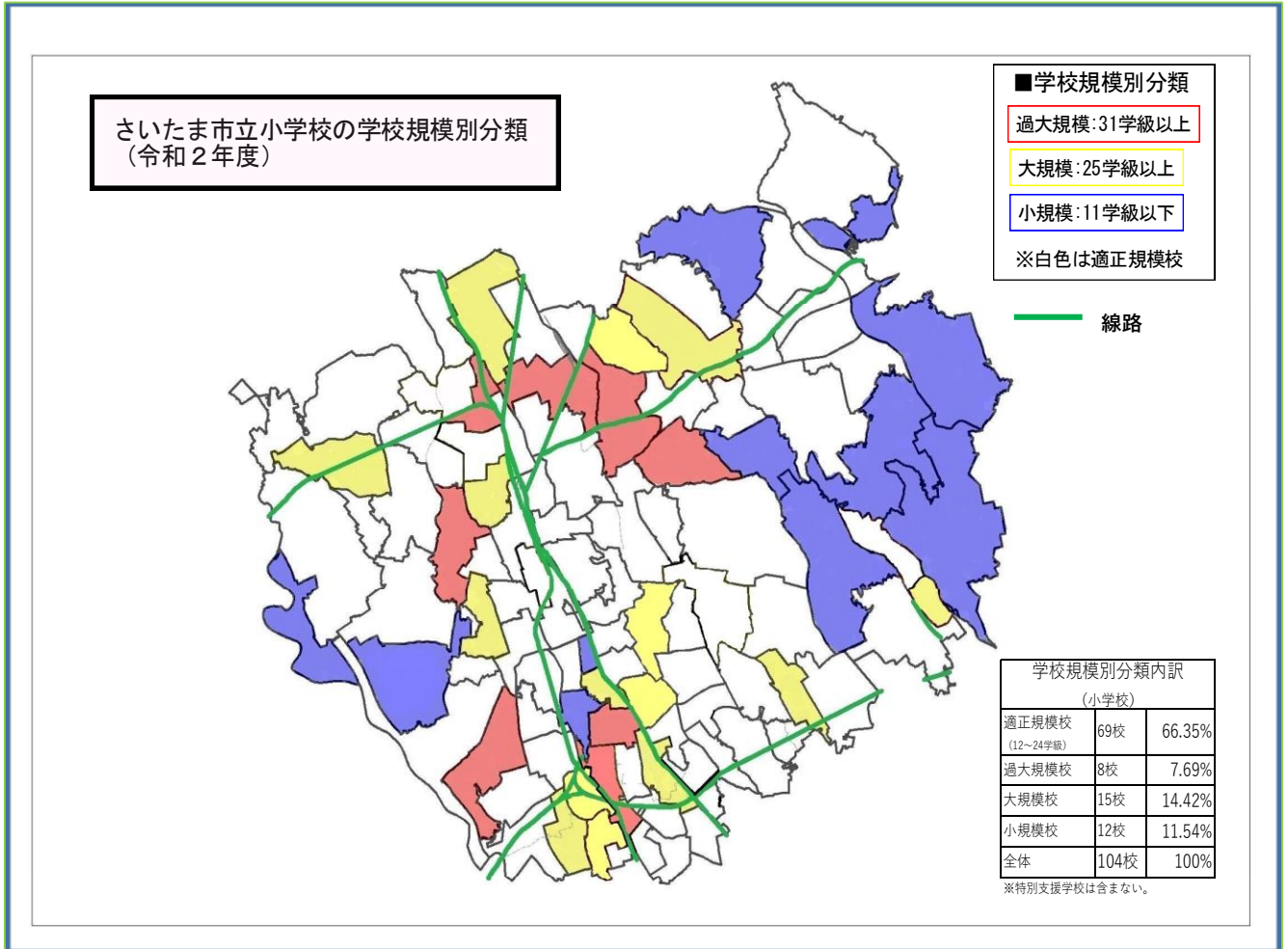
☆学校プールの共用化

☆市民プール等の活用

☆民間スイミングスクール等の活用



現 状



◆本市の通学区域は、政令指定都市移行の準備のために設置された、「さいたま市行政区画審議会」の答申において、「小・中学校の通学区域は、地域のコミュニティである旧町村、町字、自治会を主体として考慮するものとする。」とされたことから、旧4市の通学区域を基本に定められたものとなっております。しかし、合併以前に比べ、本市の人口分布は大きく変わってきている状況です。

◆上の図は、本市の各小学校の通学区域を図示し、現状の学校規模別に色分けしたものです。主に過大規模校・大規模校は鉄道沿線上に、小規模校は郊外に分布しており、学校規模に偏りが生じている状況となっております。

◆このように、10区の人口バランスに偏りが生じており、現在の通学区域は、現状の人口の偏りに対応できるものとは言い難い状況となっております。また、合併以前は就学できなかった旧市境の学校に、合併以降、特定地域が設定され、就学可能となったことにより、児童生徒数が変動し、学校規模の偏りの一因となっております。

課 題

◆今後ますます人口の偏りが拡大すれば、それに伴って学校規模の不均衡も拡大し、教育活動に支障が生じることが予想されます。

◆今後については、学校規模の偏りを解消し、適正規模化を図るため、必要な地域の通学区域の見直しを推進していくものです。通学区域の見直しを行う場合、児童生徒や地域に対する影響等から、以下の事項を考慮しつつ検討する必要があります。

通学区域の見直しにあたり考慮すべき事項



★ 通学距離、通学の安全

児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、通学区域の変更にあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮する必要があります。

◎文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き [平成27年1月]」において妥当とした通学距離は、概ね、小学校4 km以内、中学校6 km以内とされています。

★ 地域への影響

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有しており、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちをはぐくむ営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるため、地域やまちづくりに対する影響を考慮する必要があります。

★ 入学校の施設状況

受け入れ先となる各学校の教室数、将来的な人口推移等を考慮する必要があります。

★ 小・中学校の通学区域

小学校の通学区域の見直しを検討する場合、周辺の小学校だけでなく、進学先の中学校の通学区域も併せて検討する必要があります。

また今後、義務教育学校を含む新設校設置の際には、隣接する学校の通学区域の見直しを行うこととなります。学校が地域コミュニティの核としての性格を有することから、地域への影響を考慮し、十分な理解と協力を得ながら通学区域の決定をする必要があります。

